

船舶事故調査報告書

平成22年7月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）

委 員 山 本 哲 也

委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年5月19日 05時10分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位001°5.2海里付近 (概位 北緯41°00.8′ 東経141°24.0′)
事故調査の経過	平成21年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八開運丸 ^{かいうん} 、18トン AM2-5293（漁船登録番号）、六ヶ所定置部会合同水産 20.50m(Lr)×4.43m×1.73m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和62年8月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年5月12日 免許証交付日 平成17年2月16日 (平成22年5月11日まで有効) 甲板員A 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月6日 免許証交付日 平成18年1月6日 (平成23年6月5日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	四爪錨状のフックの爪1本が折損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、六ヶ所村東方沖において、小型定置網の網起こしのため、定置網に四爪錨状のフック（以下「フック」という。）を投げて引っ掛け、フックに取り付けられたロープをキャプスタンを使用して巻き取り、定置網の引き寄せ作業中、平成21年5月19日05時10分ごろ、定置網に掛けていたフックの爪が折れ、張っていたロープの力でフックが跳ね返り、甲板上でロープの巻き取り作業をしていた甲板員Aの胸部に当たった。 本船は、作業を中断して六ヶ所村尾駁船だまりに帰港し、甲板員Aは、待機していた救急車により病院に搬送され、左肋骨骨折と診断されて11日間の入院加療を要した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 5m/s

	海象：うねり なし、風浪 なし	
その他の事項	甲板員Aは、約15年の小型定置網漁の経験を有していた。 フックは、約15年間使用されてフック全体が腐食しており、爪の根元には腐食による ^や 瘦せが生じていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、六ヶ所村東方沖において、ロープに取り付けたフックを定置網に掛け、ロープを巻いて引き寄せ作業中、フックの爪が破断し、張っていたロープの張力によりフックが跳ね返り、甲板上で作業中の甲板員Aの胸部を強打したものと考えられる。 フックは、約15年間使用されており、破断したフックの爪の根元が腐食して痩せていることから、フックの強度が低下していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、六ヶ所村東方沖において、ロープに取り付けたフックを定置網に掛け、ロープを巻いて引き寄せ作業中、フックの爪が破断したため、張っていたロープの張力によりフックが跳ね返り、作業中の甲板員Aの胸部を強打したことにより発生したものと考えられる。	